

令和元年8月30日  
(照会先)  
リスク統括部  
リスク統括部長 川田 高寛  
(電話直通 03-6892-7744)  
経営企画部広報室  
広報室長 山田 勝  
(電話直通 03-5344-1110)

報道関係者 各位

## 事務処理誤り等(令和元年7月分)について

令和元年7月分の事務処理誤り等の件数及び個別の事案等について、別添のとおりお知らせいたします。

日本年金機構においては、引き続き事務処理誤り等の再発防止に努めてまいります。

# 事務処理誤り等（令和元年7月分）について

別添

## I 概要

日本年金機構（本部及び年金事務所等）における公的年金業務の事務処理誤り（社会保険庁時代のものを含む。）について、本部担当部署及び年金事務所等の事務処理誤りの詳細な報告が完了したものを取りまとめたもの。

これらの事務処理誤り等については、被保険者等の関係者から公表を控えるよう強く要請されない限り、その事案の概要等を公表します。

## II 状況

事務処理誤りについては1～7のとおりです。

### 1 令和元年7月分の事務処理誤り公表件数

今回公表する事務処理誤りの件数は、令和元年度に発生した事務処理誤りが22件、平成30年度が46件、平成29年度が29件、平成28年度が11件、平成27年度が10件、平成26年度以前が70件、合計188件(市区町村において発生した13件、委託業者等が発生させた14件を含む)となっています。

そのうち事案の概要が公表可能な163件について、一覧で事象をお示ししています。

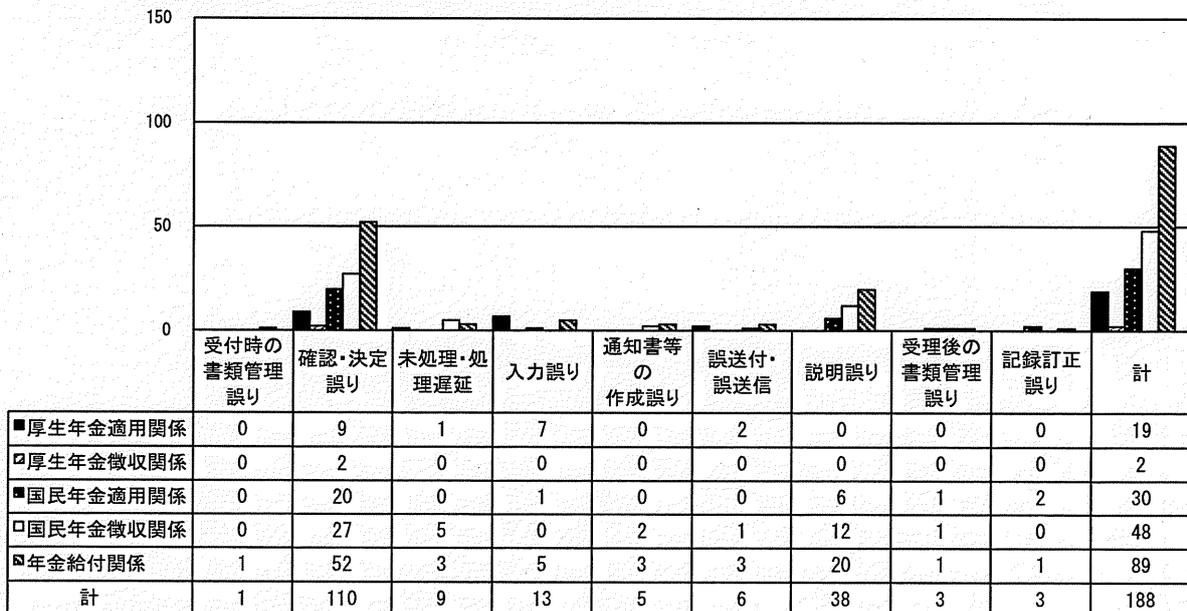
〈事務処理誤りの発生年度別内訳〉

発生年度	20年度以前	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	合計
件数	47(4)	4 0	2(1)	3(1)	3	4	7	10	11(4)	29(5)	46(7)	22(5)	188(27)
割合	25.0%	2.1% 0.0%	1.1%	1.6%	1.6%	2.1%	3.7%	5.3%	5.9%	15.4%	24.5%	11.7%	100.0%

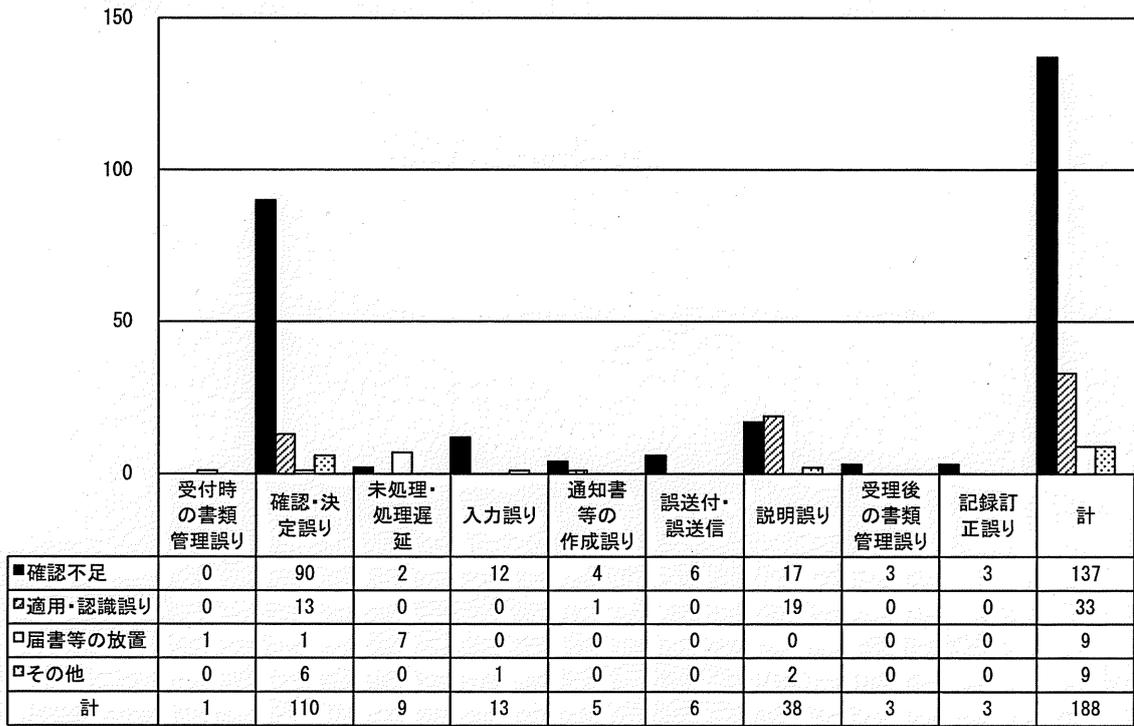
← 社会保険庁時代に発生

※（ ）内は市区町村や委託業者等、機構職員以外が発生させた事務処理誤り件数を再掲した。

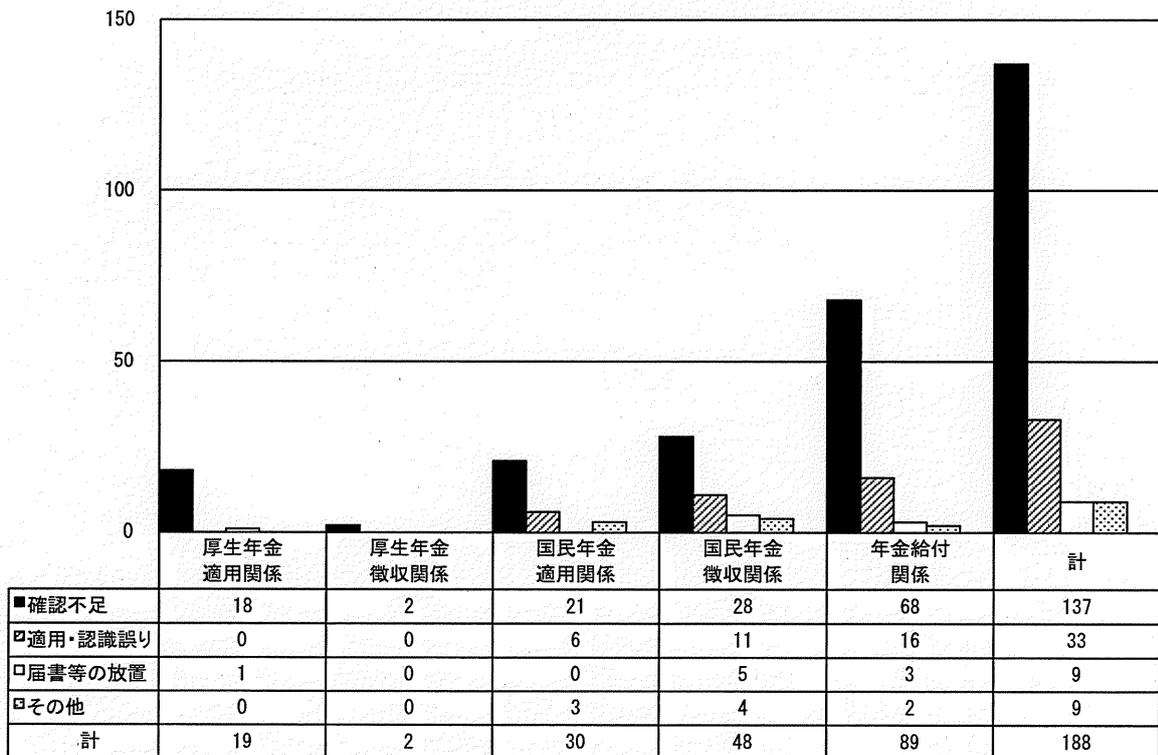
### 2 制度等別・事務処理誤り区分別内訳



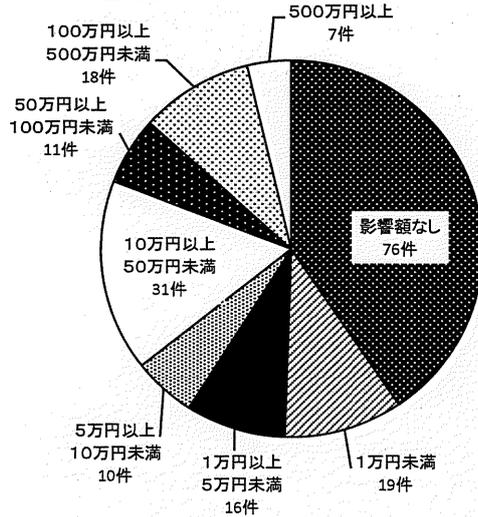
### 3 原因別・事務処理誤り区分別内訳



### 4 原因別・制度等別内訳

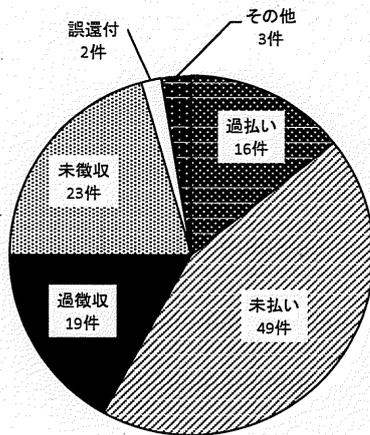


## 5 影響額別内訳



影響額	制度	厚生年金 適用関係	厚生年金 徴収関係	国民年金 適用関係	国民年金 徴収関係	年金給付 関係	計
影響額なし		13	1	14	20	28	76
1万円未満		0	0	1	12	6	19
1万円以上 5万円未満		1	0	4	8	3	16
5万円以上 10万円未満		0	0	3	1	6	10
10万円以上 50万円未満		2	0	6	4	19	31
500万円以上		2	0	2	1	6	11
100万円以上 500万円未満		1	1	0	2	14	18
500万円以上		0	0	0	0	7	7
計		19	2	30	48	89	188

## 6 事象別内訳



事象	件数	合計金額 (円)	平均金額 (円)
過払い	16件	11,529,417	720,588
未払い	49件	87,630,549	1,788,378
過徴収	19件	4,686,409	246,653
未徴収	23件	7,665,619	333,287
誤還付	2件	134,960	67,480
その他	3件	4,713,163	1,571,054
計	112件	116,360,117	1,038,929

(注1) 「事象別内訳」は、「影響額別内訳」の「影響額なし」以外の内訳を表示した。

(注2) 「合計金額」は、事務処理誤りによって年金支払額や保険料徴収額に影響のあったものの合計を表示した。

(注3) 「その他」の内訳は以下のとおりである。

過払いと過徴収	1件	77,320円
未払いと過徴収	1件	3,851,715円
過徴収と未徴収	1件	784,128円

## 7 判明契機別内訳

判明契機	件数	割合
内部	113件	60.1%
外部	75件	39.9%
計	188件	100.0%

### Ⅲ 「振替加算の総点検」に関する対応状況

平成29年9月13日に公表した振替加算の総点検に関する令和元年8月30日時点の対応状況は以下のとおりです。

#### (1) 振替加算の加算漏れとして公表した105,963人の対応状況

- ・支払いが完了した方 105,120人 (605.3億円)
- ・支払いが完了していない方 843人 (※)

※支払いが完了していない方は年金の選択関係の確認が必要な方、すでにお亡くなりになられているため振込先を確認する必要がある方等です。これらの方には確認ができ次第順次お支払いを行ってまいります。

#### (2) 配偶者に加給年金が支給されているが、ご本人からは「生計維持関係がない」と申告があった方への対応状況

- ・「生計維持関係がない」と申告があったお客様へ再確認を行ったところ、65歳時点での生計維持関係が確認できたため、振替加算をお支払いした方

令和元年8月支払 40人 (0.3億円)

(参考：平成30年2月から令和元年8月までの累計 24,142人 (138.6億円))

#### (3) 過去に時効を援用し振替加算のお支払いをした方への対応状況

- ・振替加算の総点検における事例4 (※) に該当するが、届出が遅れたことを理由に時効を援用し振替加算のお支払いをしていたため、時効消滅した振替加算の未払い分を追加でお支払いした方

令和元年8月支払 888人 (9.4億円)

(参考：平成30年1月から令和元年8月までの累計 936人 (10.0億円))

※妻の特別支給の老齢年金の請求時に夫の共済年金の支給が決定されていなければ、妻65歳時に生計維持関係などを届け出る義務があった。(夫と妻が逆の場合も同様。) なお、振替加算の総点検を契機に見直しが行われ当該届出事務は現在廃止されている。

#### IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況

平成29年12月20日に公表した「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」において事象毎に分類した事象のうち対象者を機構においてシステムで特定することができる事象等については、今後の事象毎に抽出プログラムを作成して、対象者を特定の上、順次個別に連絡を行い、必要な対応を実施しております。当月に対応した案件及び件数等は、以下のとおりです。

項番	事象	お客様への影響 (未・過払の別)	令和元年8月分		(参考)平成30年4月からの累計	
			対応件数	影響金額※	対応件数	影響金額
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	未払い	8件	1,041万円	392件	9,955万円
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	未払い	6件	852万円	1,559件	12.3億円
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	過払い	1件	226万円	151件	1,948万円
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	過払い	1件	2万円	86件	507万円
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	未払い	1件	2万円	173件	3,601万円
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	9件	188万円
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	未払い	0件	0円	238件	3,815万円
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	未払い	0件	0円	11件	972万円
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	未払い	0件	0円	10件	105万円
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	未払い	3件	67万円	1,412件	1.0億円
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	過払い	1件	10万円	17件	456万円
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	過払い	0件	0円	7件	464万円
21	遡及決定時の届書徴取漏れによる加給年金の加算漏れ	未払い	3件	577万円	196件	1.4億円
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	過払い	1件	1万円	65件	260万円
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	未払い	0件	0円	19件	4,175万円
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	過払い	0件	0円	8件	26万円
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	過払い	0件	0円	22件	1,394万円
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	未払い	124件	1,100万円	21,311件	10.8億円
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	未払い	50件	2.0億円	292件	3.0億円
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	未払い	7件	5,509万円	246件	9.8億円
34	二以上事業所勤務届が提出されていない場合の年金額の計算誤り	未払い	4,396件	7,273万円	55,315件	9.6億円
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	未払い	0件	0円	730件	1.2億円
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	未払い	0件	0円	215件	5.3億円

※影響金額は、未払いの場合は支払うべき事実が発生した時点まで遡って計算し、過払いの場合は過払い発生から5年以上経過している場合には5年前までの額を計算しています。

※上記の他、項番9、項番29については、本人に届書を提出していただくためのお知らせ文書の送付を開始しています。

※項番34は、「事務処理誤り等（平成30年6月分）について」（平成30年7月31日公表）のシステム事故等一覧に記載の事項です。

※項番35、項番36は、平成29年12月20日に公表した事象の対象者をシステムで特定する作業を行う中で判明した事象です。

## ○日本年金機構の令和元年7月分の事務処理誤り一覧(1~23ページ)

1. 厚生年金適用関係	.....	1P	整理番号 1~14
2. 厚生年金徴収関係	.....	3P	整理番号 15
3. 国民年金適用関係	.....	4P	整理番号 16~40
4. 国民年金徴収関係	.....	7P	整理番号 41~80
5. 年金給付関係	.....	12P	整理番号 81~163

(参考)「IV 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要(24~26ページ)

# 1. 厚生年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
1	資格取得届の誤り	確認・決定誤り	京都	事務センター	2019年 5月20日	2019年 5月24日	○内部点検において、資格取得届の受付処理時に事業所整理記号の確認を誤り、他の事業所の事業所整理記号としたため、他の事業所の資格取得届として処理がされ、保険証が送付されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行った上で、誤って送付した保険証は未開封の状態でご返却しました。 ●担当部署において、届書の受付処理時の事業所整理記号の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
2			神奈川	港北	2016年 10月21日	2018年 3月29日	○お客様から問合せがあり、本人記録であることの確認不足により、誤った基礎年金番号で資格取得届を処理していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得時の基礎年金番号の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
3			東京	新宿	2018年 2月15日	2018年 4月17日	○内部点検において、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認不足により、誤った資格喪失予定日を登録し、保険料を徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、保険料は還付しました。 ●担当部署において、高齢任意加入処理時の被保険者記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	25,986
4		入力誤り	東京	港	2019年 4月22日	2019年 5月20日	○内部点検において、資格取得届の入力時の確認不足により、誤った基礎年金番号を入力していたことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
5	算定基礎届の誤り	入力誤り	福島	東北福島	2018年 9月頃	2019年 4月24日	○事業所から問合せがあり、委託業者における算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	1,426,253
6	70歳以上被用者算定基礎届の誤り	入力誤り	石川	金沢広域事務センター	2018年 9月1日	2019年 5月27日	○内部点検において、70歳以上被用者算定基礎届の報酬月額の入力時の確認不足により、報酬月額を誤って入力したため、年金の調整が正しく行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、70歳以上被用者算定基礎届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	420,598
7	賞与支払届の誤り	確認・決定誤り	愛媛	新居浜	2009年 7月1日	2019年 5月17日	○内部点検において、賞与支払届を処理する際確認が不足し、処理エラーとなった分の処理を行わなかったことから、被保険者記録が厚生年金基金の記録と不一致となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、入力処理を行いました。 ●担当部署において、エラー分を含めた処理結果の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
8	賞与支払届の誤り	入力誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2019年7月3日	2019年7月12日	○事業所から問合せがあり、委託業者における賞与支払届の賞与額の確認不足により、賞与額を誤って入力したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付いただきました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を確認するとともに、委託業者に対し、賞与支払届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう指導しました。	1事業所	未徴収	582,759
9	厚生年金適用関係届書の誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域事務センター	2019年4月17日	2019年6月11日	○社会保険労務士から問合せがあり、事業所関係変更(訂正)届を処理する際の実績確認が不足し、代理人の有無の登録を省略したことから、事業主代理人である社会保険労務士から提出された届書を誤って直接事業主へ返戻したことが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、事業所関係変更(訂正)届における代理人の確認を徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
10		入力誤り	愛媛	松山東	2019年4月1日	2019年4月5日	○内部点検において、事業所名称・所在地変更届の事業所名称の確認不足により、事業所名称を誤って入力したため、誤った事業所名称が記載された保険証が発行されていることが判明しました。 ●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。誤った保険証は回収し、訂正処理を行い正しい保険証を発行しました。 ●担当部署において、事業所名称・所在地変更届の処理時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1事業所	なし	0
11	記録訂正の誤り	入力誤り	本部	中央年金センター	2015年1月30日	2019年4月22日	○内部点検において、旧三共済の移管記録の補正時の確認不足により、一部の記録の入力を行わなかったため、ねんきん定期便に表記された記録が誤っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい記録が表記された被保険者記録照会回答票を送付しました。 ●担当部署において、旧三共済の移管記録の補正時の確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
12	厚生年金適用関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	福岡	久留米	2019年5月13日	2019年6月14日	○社会保険労務士から問合せがあり、社会保険労務士宛に算定基礎届を送付するための別送・引抜リストを作成する際に確認が不足し、受託していない事業所を登録したため、受託以外の事業所の算定基礎届が誤って送付されていることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。誤って送付した算定基礎届は回収し、本来送付すべき事業所に送付しました。 ●担当部署において、別送・引抜リストを作成する際の実績確認及びダブルチェックを徹底するよう周知しました。	3社労士	なし	0
13			高知	南国	2019年6月17日	2019年6月19日	○事業所から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、他の事業所宛の厚生年金保険・健康保険の加入状況の調査票が送付されていることが判明しました。 ●担当者が双方の事業所にお詫びの上説明し、誤って送付した調査票を回収し、正しい事業所に手渡しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2事業所	なし	0
14	厚生年金適用関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	東京	東京広域事務センター	2017年4月17日	2017年10月2日	○内部点検において、資格取得届等の厚生年金適用関係届書等について、進捗確認が不足し、処理が遅れたことにより、保険料の未徴収及び過徴収、通知書の未送付があることが判明しました。 ●担当者がそれぞれの事業所にお詫びの上説明しました。通知書は発送し、保険料について未徴収は納付いただき、過徴収は還付の処理を行いました。 ●担当部署において、届書等の進捗状況の管理を徹底するよう周知しました。	183事業所	その他	784,128

## 2. 厚生年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
15	厚生年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域事務センター	2018年12月7日	2019年5月17日	<p>○事業所から問合せがあり、保険料口座振替納付(変更)申出書の金融機関の確認を誤り、他の金融機関の金融機関コードを記載し処理したため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。</p> <p>●担当者が事業所にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料は納付していただきました。</p> <p>●担当部署において、保険料口座振替納付(変更)申出書の金融機関の確認を徹底するよう周知しました。</p>	1事業所	未徴収	1,693,007

### 3. 国民年金適用関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
16	国民年金資格取得届の誤り	確認・決定誤り	東京	世田谷	1979年 10月1日	2017年 9月11日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得届を処理する際の資格取得年月日の確認が不足し、誤った資格取得年月日を登録したため、納付書が発行されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金資格取得届を処理する際の資格取得年月日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	3,300
17			宮崎	延岡	2006年 4月頃	2019年 4月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金資格取得処理をする際の確認が不足し、別人の基礎年金番号により処理を行っていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、資格取得処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
18	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	東京	大田	1968年 10月1日	2018年 11月9日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	7名	なし	0
19			兵庫	加古川	1968年 12月4日	2018年 7月13日		1名	なし	0
20			香川	高松東	1961年 6月頃	2018年 11月8日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金強制加入期間に該当する期間を任意加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
21			大分	佐伯	1985年 3月頃	2015年 11月6日	○担当部署で確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、一部を免除期間として年金の決定を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、配偶者の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	68,850
22			大阪	守口	1989年 9月22日	2017年 2月6日	○担当部署で確認したところ、年金記録の確認不足により、国民年金任意加入期間に該当する期間を強制加入期間とし、免除期間としていたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	141,365
23			福岡	福岡広域 事務センター	2018年 3月8日	2019年 3月1日	○年金事務所から連絡があり、海外転出者の任意加入申出書の処理時の確認不足から、国内協力者の登録を漏らしたため、納付書が送付されず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、海外転出者の任意加入申出書を処理する際は国内協力者の登録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	192,600
24		千葉	幕張	2015年 10月23日	2018年 9月6日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際の確認が不足し、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっており、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	633,320	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
25	国民年金任意加入申出書の誤り	確認・決定誤り	三重	四日市	2005年 1月頃	2018年 10月9日	○担当部署で確認したところ、海外転出の際の確認が不足し、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
26			大阪	枚方	1992年 4月頃	2018年 10月5日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転出の際の確認が不足し、国民年金任意加入であるべき期間が強制加入期間となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対して、海外転出者に対する正しい手続きの確認を徹底するよう依頼しました。	1名	なし	0
27			京都	京都南	2015年 4月28日	2019年 2月20日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書について、年金記録の確認不足により、誤った資格喪失予定年月日を登録したため、満額に必要な納付月数が不足していることが判明しました。	1名	未徴収	48,920
28			岡山	岡山西	2018年 6月22日	2018年 11月8日	●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。	1名	未徴収	401,760
29			神奈川	港北	2015年 9月24日	2018年 11月30日	●担当部署において、任意加入申出書を処理する際はチェックシートを使用し、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	63,250
30			宮城	仙台北	2015年 1月14日	2017年 4月21日	○お客様から問合せがあり、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らし、誤った期間の前納保険料が口座引き落としされたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	507,260
31			京都	京都南	2013年 9月3日	2019年 1月31日	○担当部署で確認したところ、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認不足により、資格喪失予定年月日の入力を漏らし、誤った期間の前納保険料が口座引き落としされたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金任意加入申出書を処理する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	278,680
32			本部	相談・サービス 推進部	2018年 2月23日	2018年 3月23日	○お客様から問合せがあり、コールセンターの委託業者において受給資格の確認が不足し、当月中に国民年金任意加入の手続きをするよう案内すべきところ、案内を漏らしたため、期限までに手続きができず、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●委託業者に対し、受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	未徴収	32,980
33			北海道	札幌北	2012年 3月頃	2018年 8月24日	○お客様から問合せがあり、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
34	国民年金任意加入申出書の誤り	説明誤り	東京	杉並	2000年 11月27日	2018年 8月6日	○担当部署で確認したところ、市町村において、海外転出の際に国民年金任意加入の案内をせず、強制加入期間としていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●市町村に対し、海外転出者に対する正しい手続きの案内をするよう依頼しました。	1名	なし	0
35			神奈川	厚木	2017年 2月20日	2018年 2月26日	○お客様から問合せがあり、受給資格の確認が不足し、必要な高齢任意加入の案内を漏らしていたため、保険料が未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。高齢任意加入の申出をいただき、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	197,420
36	国民年金資格記録の誤り	記録訂正誤り	群馬	太田	2017年 5月15日	2017年 11月22日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の確認が不足したため、別人の記録を統合していることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
37			兵庫	事務センター	2013年 9月頃	2019年 2月12日	○担当部署で確認したところ、年金記録の訂正の際の確認が不足し、別人の記録を統合したため、保険料が誤還付となっていることが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、誤還付の保険料について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の訂正を行う際の確認を徹底するよう周知しました。	2名	誤還付	121,100
38	国民年金種別変更届の誤り	説明誤り	大阪	吹田	2018年 2月13日	2018年 7月24日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に配偶者の年金記録の確認が不足し、国民年金種別変更届の手続きの案内が漏れたため、手続きが行えず、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。届書の処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	48,070
39	国民年金第3号被保険者該当届の誤り	確認・決定誤り	宮城	仙台北	2016年 8月15日	2016年 8月19日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、不要な種別変更届を受付したため、誤って国民年金第3号被保険者期間の喪失を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
40	国民年金適用関係届書等の管理誤り	受理後の書類管理誤り	岡山	岡山広域事務センター	2016年 9月27日	2018年 12月12日	○担当部署において届書の進捗を確認したところ、市町村において国民年金任意加入資格取得申出書及び国民年金付加保険料申出書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●市町村担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度提出していただいた申出書により処理を行いました。 ●市町村に対し、書類の管理を適切に行うとともに、書類の進捗管理を徹底するよう依頼しました。	2名	なし	0

#### 4. 国民年金徴収関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
41	国民年金付加保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	鹿児島	鹿児島南	2016年 12月頃	2017年 2月1日	○市町村から連絡があり、市町村において農業者年金の加入者であることの確認が不足し、付加保険料の強制加入の手続きを行っていなかったため、付加保険料の納付が行えない期間が生じていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●市町村に対し、国民年金加入者の農業者年金加入の有無の確認を徹底するよう依頼しました。	1名	未徴収	7,600
42			鹿児島	鹿児島南	2011年 2月24日	2017年 3月27日		1名	未徴収	16,000
43			神奈川	事務センター	2018年 7月19日	2019年 4月23日	○お客様から問合せがあり、国民年金基金加入の有無の確認不足により、国民年金基金加入者であるため、本来付加保険料の納付の資格がないにもかかわらず、国民年金付加保険料納付申出書を受付し処理を行ったため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加納付申出の受付の際には、国民年金基金加入の有無の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過徴収	11,510
44			兵庫	東灘	1996年 4月8日	2019年 3月13日	○担当部署で確認したところ、国民年金基金加入の有無の確認不足により、国民年金基金加入者であるため、本来付加保険料の納付の資格がないにもかかわらず、国民年金付加保険料納付申出書を受付し処理を行ったため、保険料が過徴収及び年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、国民年金付加納付申出の受付の際には、国民年金基金加入の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	77,320
45			東京	渋谷	2012年 5月8日	2014年 9月17日	○お客様から問合せがあり、納付書作成時の確認が不足し、付加保険料の納付も希望していたにもかかわらず、国民年金保険料の納付書のみ交付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度手続きを行うようご案内しました。 ●担当部署において、納付書作成時の付加保険料の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
46	国民年金保険料追納申込書の誤り	説明誤り	沖縄	那覇	2018年 4月5日	2018年 5月22日	○お客様から問合せがあり、市町村において国民年金付加保険料の手続きをする際に、当月中の手続きを案内すべきところ、案内が漏れたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●市町村に対し、国民年金付加保険料の手続きについて確認を徹底し必要な案内をするよう依頼しました。	1名	過徴収	820
47		大阪	堺東	2018年 3月15日	2018年 4月2日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理する際の処理スケジュールの確認が不足し、追納納付書の作成が遅れたため、追納加算金が加算された納付書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、追納申込書の処理スケジュールの確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	120	
48		神奈川	港北	2018年 4月24日	2018年 5月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料追納申込書を処理時の確認が不足し、納付期限内に追納納付書を作成していなかったため、追納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、追納申込書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,170	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
49	国民年金保険料追納 申込書の誤り	確認・決定誤り	神奈川県	横浜南	2014年 2月24日	2015年 8月6日	○事務センターから連絡があり、追納可能期間の確認が不足し、納付書が発送されていない期間があったため、お支払いいただいた保険料を追納保険料として処理できなくなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、追納可能期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
50	国民年金後納保険料 納付申出書の誤り	説明誤り	福岡	博多	2014年 3月28日	2017年 10月4日	○お客様から問合せがあり、受給資格の確認不足により、誤った対象期間で後納保険料を案内したため、保険料が未徴収になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、受給資格の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	14,640
51			神奈川県	横浜南	2014年 7月16日	2015年 11月17日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の後納を希望しているにもかかわらず、必要な案内を行わなかったため、申込み締切日までに手続きができず、保険料が未徴収になっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、後納の意思確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	未徴収	1,092,160
52	国民年金保険料免除・ 納付猶予申請書の誤り	確認・決定誤り	香川	高松広域 事務センター	2017年 11月20日	2019年 5月31日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料免除・納付猶予申請書について、審査時の確認不足により、従前の住所地の所得情報をもとに審査を行っていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい所得情報で再度審査を行いました。 ●担当部署において、審査時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
53		説明誤り	福岡	小倉北	2018年 11月頃	2019年 4月19日	○お客様から問合せがあり、年金相談時に免除規準の確認不足から、本来免除申請出来るにもかかわらず、免除の案内を行っていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、申請書を受付しました。 ●担当部署において、免除制度の取扱いについての確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
54	国民年金保険料免除 理由該当・消滅届の誤り	確認・決定誤り	大阪	豊中	2006年 1月頃	2014年 4月24日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたため、保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過徴収の保険料について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	2,669,610
55			北海道	札幌北	2012年 4月16日	2019年 1月8日	○お客様から問合せがあり、法定免除該当時の確認不足により、法定免除期間の保険料を追納によらず徴収していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、法定免除の取扱いについて確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
56	国民年金保険料口座 振替納付(変更)申出 書の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域 事務センター	2019年 4月25日	2019年 6月25日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時にエラーとなったものについて確認が不足し、補正処理を行わなかったため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	49,130

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
57	国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の誤り	確認・決定誤り	岡山	岡山西	2018年 12月11日	2018年 12月21日	○担当部署で確認したところ、国民年金口座振替納付緊急停止後の処理手順の確認が不足し、口座振替納付の再開処理を行わなかったため、保険料が口座振替されず未徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金口座振替納付緊急停止後の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	16,690
58			京都	京都南	2017年 3月31日	2017年 5月2日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認が不足し、誤った処理手順により処理を行ったため、口座振替による2年前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	364,260
59			愛知	名古屋西	2019年 3月15日	2019年 5月29日	○事務センターから連絡があり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	33,550
60			岡山	岡山西	2018年 3月1日	2018年 5月29日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、金融機関に確認書類を送付すべきところ、書類を送付せずに処理を行っていたため、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料の納付書を送付しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	377,350
61			説明誤り	神奈川	厚木	2018年 4月2日	2018年 4月16日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書について、届出締切日の確認が不足し、誤った2年前納の締切日を説明し、申出書を受付処理を行っていたため、口座振替による2年前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の処理スケジュール確認を徹底するよう周知しました。	3名	未徴収
62		栃木		宇都宮西	2017年 6月30日	2017年 7月13日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料口座振替納付(変更)申出書の提出が必要であるにもかかわらず、提出の案内を漏らしたため、口座振替による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、未徴収の保険料を現金領収しました。 ●担当部署において、必要な案内を徹底するよう周知しました。	1名	未徴収	15,780
63	国民年金保険料納付書の誤り	確認・決定誤り	大阪	堺東	2018年 4月24日	2018年 6月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書送付時の確認不足により、別送先住所へ納付書の発送を行わなかったため、前納による納付が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書送付時の別送先住所の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	3,410

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
64	国民年金保険料納付書の誤り	説明誤り	神奈川	横浜南	2015年 3月30日	2015年 5月27日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料の納付について案内する際、年金記録の確認が不足し、納付書が自動発行されない方に対して、後日郵送されると説明したため、納付書が届かず、前納が行えなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、前納金額との差額について、還付の処理を行いました。 ●担当部署において、納付書の発行について年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	過徴収	550
65			滋賀	彦根	2019年 4月29日	2019年 5月7日	○お客様から問合せがあり、市場化業者において国民年金保険料の納付を案内する際、納付書の使用期限を誤って案内していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●市場化業者に対し、納付書の使用期限の確認を徹底し必要な案内をするよう指導しました。	1名	なし	0
66	国民年金徴収関係の誤り	確認・決定誤り	愛媛	今治	2018年 1月22日	2018年 1月23日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金を領収する際に延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収の延滞金について還付の処理を行いました。 ●担当部署において、保険料領収時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過徴収	550
67			栃木	宇都宮西	2018年 8月8日	2018年 10月17日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の差押の解除処理をする際、処理手順の確認不足により、差押解除の登録を漏らしたため、誤った金額の延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい金額の延滞金納付書を送付しました。 ●担当部署において、差押解除時の処理手順の確認を徹底するよう周知しました。	3名	なし	0
68			大阪	大阪広域 事務センター	2019年 5月13日	2019年 5月27日	○年金事務所から連絡があり、国民年金保険料収納処理時の確認不足により、エラー分の対応を行わなかったため、保険料を納付しているにもかかわらず、納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、保険料収納処理時の確認を徹底するよう周知しました。	6名	なし	0
69			埼玉	川越	2018年 1月25日	2019年 2月14日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金を計算する際確認不足により、本来延滞金の発生しない方に対して延滞金納付書を送付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、延滞金計算時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
70			大分	佐伯	2017年 12月1日	2018年 2月9日	○担当部署において確認したところ、連帯納付義務者に対して差押を執行する際確認が不足し、延滞金の計算を誤っていたため、延滞金が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、過徴収となった延滞金を還付しました。 ●担当部署において、差押時の延滞金の確認を徹底するよう周知しました。	3名	過徴収	150
71			兵庫	西宮	2017年 7月24日	2017年 7月24日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足により、国民年金保険料を納付できる期間がないにもかかわらず、保険料納付の案内を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、年金記録の確認を徹底し必要な案内をするよう周知しました。	1名	なし	0
72	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	宮城	仙台北	2017年 4月25日	2017年 4月26日	○担当部署で確認したところ、国民年金保険料の延滞金の領収証書を作成する際確認が不足し、誤った年度が記載された領収証書を交付していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、正しい年度が記載された領収証書を交付しました。 ●担当部署において、領収証書作成時の年度の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
73	国民年金徴収関係通知書等の作成誤り	通知書等の作成誤り	大阪	天王寺	2019年5月9日	2019年5月24日	○お客様から問合せがあり、国民年金保険料納付書作成時の対象者の確認不足により、口座振替により保険料を納付している方に、納付書を送付していることが判明しました。 ●担当部署よりお客様にお詫びの文書を送付しました。 ●担当部署において、納付書作成時の対象者の確認を徹底するよう周知しました。	1,020名	なし	0
74	国民年金徴収関係届書等の送付誤り	誤送付・誤送信	宮城	仙台北	2017年12月5日	2017年12月6日	○お客様から問合せがあり、封入・封緘時の確認不足により、国民年金追納勸奨状を発送する際に、他のお客様の国民年金追納勸奨状が誤って送付されていたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した国民年金追納勸奨状を回収し、正しい送付先に送付しました。 ●担当部署において、封入・封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
75	国民年金徴収関係届書等の管理誤り	未処理・処理遅延	大阪	豊中	2018年8月24日	2019年3月28日	○担当部署で届書の進捗を確認していたところ、国民年金保険料学生納付特例申請書を処理せずに保管していることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、処理を行いました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
76			神奈川	川崎	2008年7月31日	2013年1月8日	○担当部署で人事異動に伴う引継ぎ書類の確認をしたところ、国民年金保険料免除申請書等を処理せずに保管していることが判明しました。 ●担当部署にて処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	7名	なし	0
77			東京	渋谷	2011年6月9日	2013年11月28日		4名	なし	0
78			山梨	甲府	2006年1月頃	2013年12月3日	○担当部署で処理済みの届書の点検を行った際に、国民年金保険料免除申請書等が処理されずに保管されていることが判明しました。 ●処理を行ったうえで、お客様にお詫びの文書を送付することとしました。 ●担当部署において、進捗管理を徹底するよう周知しました。	8名	なし	0
79			岐阜	美濃加茂	2005年3月頃	2011年9月20日		2名	なし	0
80			受理後の書類管理誤り	福岡	小倉南	2018年9月頃	2018年11月8日	○担当部署で確認したところ、書類の管理不足により、国民年金保険料免除・納付猶予申請書の所在が不明となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、再度申請書を提出していただきました。 ●担当部署において、書類の管理を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし

## 5. 年金給付関係

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
81	老齢年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	大阪	天王寺	1985年7月頃	2018年8月14日	○遺族年金請求時の記録確認により、通算対象期間の確認不足から、受給権発生年月日を誤って通算老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	133,856
82			大阪	大阪広域事務センター	2018年11月1日	2019年4月24日	○お客様から問合せがあり、共済組合期間の有無の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
83			埼玉	浦和	1991年1月24日	2015年8月6日	○年金相談センターから連絡があり、生年月日の確認不足から、老齢年金の受給権発生年月日を誤って決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録や戸籍等の添付書類の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	66,532
84			神奈川	港北	2014年12月26日	2018年10月23日	○老齢年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、60歳から老齢厚生年金を受給できるにもかかわらず受給権がないものと扱い、特例高齢任意加入や国民年金保険料の後納申出を受付し保険料を収納したため、年金が未払いとなっていること及び国民年金保険料が過徴収となっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金をお支払いし、過徴収となった国民年金保険料について還付処理を行いました。 ●担当部署において、高齢任意加入受付時及び年金決定時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	その他	3,851,715
85			群馬	高崎広域事務センター	2016年1月8日	2016年6月13日	○共済組合から連絡があり、共済組合期間の有無の確認不足から、届出のあった老齢年金請求書について、共済組合への回付が漏れていたため、共済組合が支給する年金が決定されていないことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。共済組合へ老齢年金請求書を回付し、年金が決定されたことを確認しました。 ●担当部署において、共済組合期間を有する方が年金請求書を提出された場合の事務処理手順について再確認しました。	1名	なし	0
86		滋賀	草津	2019年2月15日	2019年6月17日	○お客様から問合せがあり、制度の理解不足から、65歳到達後に基本手当を受給すれば、65歳到達月に基本手当が支給されても65歳到達月の年金は支給停止されないと誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、雇用保険を受給する場合の年金の支給停止について再確認しました。	1名	なし	0	
87		埼玉	熊谷	2018年6月25日	2019年2月27日	○機構本部から連絡があり、障害状態の確認不足から、老齢年金の障害者特例の請求ができない方に対し、請求ができることと説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害者特例の請求について再確認しました。	1名	なし	0	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
88	老齢年金の共済組合期間の誤り	確認・決定誤り	新潟	新潟東	2003年 3月18日	2019年 2月6日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、退職共済年金の計算の対象となる共済組合期間を老齢厚生年金の計算の対象に含め老齢厚生年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時に年金記録及び共済組合期間の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	464,083
89	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	愛知	鶴舞	2005年 4月15日	2017年 12月25日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金基金の加入期間が代行返上されているにもかかわらず、老齢厚生年金の年金額の改定を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、代行返上にかかる基金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	675,440
90			広島	広島西	1986年 5月22日	2018年 9月5日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額を誤ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	20,688
91			群馬	太田	1967年 12月6日	2018年 9月18日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、脱退手当金の支給期間が誤って登録されているにもかかわらずそのまま老齢年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,095
92			山梨	大月	2004年 6月4日	2018年 8月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、年金決定時に誤った国民年金被保険者記録を登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	251,501
93			島根	松江	1990年 5月24日	2017年 3月27日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金の被保険者種別及び標準報酬月額を誤って登録したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,771,621
94			神奈川	相模原	1993年 11月18日	2018年 9月28日	○未支給年金請求時の記録確認により、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●当事者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	73,472

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
95	老齢年金の国民年金や厚生年金期間の誤り	確認・決定誤り	大阪	平野	1977年 10月26日	2017年 4月28日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に厚生年金基金の加入記録等の登録を誤ったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	122,959
96			埼玉	春日部	2012年 3月15日	2018年 9月13日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、国民年金被保険者記録が判明したため、記録統合の処理を行うべきところ行わないまま老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録判明時には記録統合の処理を確実に実施するよう周知しました。	1名	未払い	205,387
97			埼玉	浦和	2001年 3月1日	2018年 5月21日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間があるにもかかわらず老齢厚生年金を決定せず老齢基礎年金のみを決定したこと及び受給権発生年月日を誤って決定したことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,471,084
98			長野	伊那	1988年 7月14日	2019年 3月1日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定時に標準報酬月額を誤ったことから、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	834,847
99			宮崎	延岡	1997年 1月21日	2018年 8月30日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、60歳以降に任意加入した国民年金被保険者期間を老齢基礎年金の計算の対象に含めず決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の年金記録の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,557,528
100			徳島	徳島北	1993年 10月28日	2018年 1月23日	○担当部署において確認したところ、配偶者の年金記録の確認不足から、国民年金の第3号被保険者期間の登録を誤り老齢年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金に未払い又は過払いは生じませんでした。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
101			老齢年金の繰上げの誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2007年 9月13日	2018年 8月22日	○年金事務所から連絡があり、老齢基礎年金の繰上請求書の受付日の確認を誤り、事実と異なる日付を受給権発生日として老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の繰上請求書の処理時には受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
102	老齢年金の繰上げの誤り	説明誤り	茨城	下館	2015年 9月3日	2018年 8月8日	○お客様から問合せがあり、老齢厚生年金を繰上げ請求しても在職支給停止により老齢厚生年金が全額支給停止となる方に対し、在職支給停止となることを説明せずに、繰上げ請求書を受付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、繰上げ請求を取消しました。 ●担当部署において、繰上げ制度について再確認しました。	1名	なし	0
103	老齢年金の繰下げの誤り	確認・決定誤り	東京	東京広域 事務センター	2018年 5月9日	2018年 9月3日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおいてお客様への年金の繰下げ意思の確認が不足したことから、老齢年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	64,999
104			鹿児島	川内	2001年 11月29日	2019年 1月24日	○機構本部から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、障害基礎年金を受給しているため老齢基礎年金の繰下げ請求ができないにもかかわらず、繰下げ支給の老齢基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、老齢年金の繰下げ請求を受付する際は、他に年金の受給権があるかどうかの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	709,464
105			埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 8月30日	2018年 10月29日	○お客様から問合せがあり、年金の繰下げ意思の確認不足から、老齢基礎年金・老齢厚生年金の繰下げ請求を希望している方に対し、65歳支給の老齢基礎年金・老齢厚生年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。なお、年金の未払い又は過払いはありませんでした。 ●担当部署において、年金決定時には繰下げ希望の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
106			埼玉	埼玉広域 事務センター	2018年 4月26日	2018年 7月11日	○お客様から問合せがあり、年金相談時の年齢確認不足から、委託社会保険労務士が、お客様が70歳から老齢基礎年金の繰下げ請求を希望していたにもかかわらず、70歳到達前に繰下げ請求書を受付したため、69歳1か月時点で繰下げ支給の老齢基礎年金を決定していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。お客様に年金の繰下げ請求の意向を再度確認したところ、69歳1か月時点で繰下げのままでの回答をいただきました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
107		説明誤り	神奈川	高津	2018年 12月3日	2019年 2月14日	○お客様から問合せがあり、年金相談センターにおける遺族年金受給権の有無の確認不足から、遺族年金の受給権を有するため老齢年金の繰下げ請求ができない方に対し、繰下げ請求ができると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、繰下げ請求を受付する際は遺族年金の受給権の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
108			千葉	幕張	2017年 8月8日	2018年 7月23日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,312,482
109	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	佐賀	唐津	1999年 8月5日	2018年 6月11日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金及び遺族厚生年金を決定すべきところ、遺族基礎年金のみを決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金決定時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	1,312,482

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
110	遺族年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り	広島	広島東	2001年 8月7日	2018年 6月4日	○年金相談時の記録確認により、遺族年金の失権についての理解不足から、遺族年金の受給権者である母親が再婚した場合、母親の遺族年金は失権するが子の遺族年金は失権しないにもかかわらず、遺族年金の失権処理を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、遺族年金が失権する場合について再確認しました。	2名	未払い	7,510,206
111			岡山	倉敷東	2005年 11月30日	2017年 9月22日	○遺族年金請求時の記録確認により、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず遺族基礎年金を決定せず死亡一時金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。死亡一時金の決定を取消した上で年金を決定し、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	6,988,058
112			岐阜	大垣	2008年 12月18日	2017年 12月28日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、厚生年金被保険者期間を誤って登録したため、遺族厚生年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定時の記録確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	271,749
113		入力誤り	岡山	岡山広域 事務センター	2019年 2月19日	2019年 4月12日	○機構本部から連絡があり、入力内容の確認不足から、委託業者が遺族厚生年金決定時に受給権者の続柄を誤って入力したことから本来加算されない寡婦加算が遺族厚生年金に加算され、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●委託業者から提出された再発防止策の内容を担当部署において確認するとともに、委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	1名	過払い	97,417
114		説明誤り	石川	七尾	2018年 8月28日	2018年 10月17日	○市区町村から連絡があり、年金相談時の支給要件の確認不足から、子の遺族基礎年金は母と生計が同一であれば支給停止になるにもかかわらず、支給停止されることを説明していなかったことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、子の遺族基礎年金の支給要件を再確認しました。	1名	なし	0
115			佐賀	唐津	2019年 3月8日	2019年 3月13日	○担当部署において確認したところ、受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が、国民年金の被保険者期間中にお亡くなりになっているため遺族基礎年金の請求を案内すべき方に対し、遺族基礎年金に加え本来請求できない遺族厚生年金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	3名	なし	0
116	沖縄		浦添	2010年 5月18日	2017年 11月15日	○市区町村から連絡があり、受給要件の確認不足から、遺族基礎年金の受給要件を満たしているにもかかわらず年金請求の案内をしていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。遺族基礎年金請求書を受付し処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時の受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	7,392,540	

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
117	障害年金の受給要件等の誤り	確認・決定誤り		本部 障害年金センター	2019年 2月1日	2019年 4月1日	○市区町村から連絡があり、障害年金請求書審査時の確認不足から、事後重症請求のため請求書の受付日を受給権発生年月日とすべきところ、20歳到達日を受給権発生年月日として障害基礎年金を決定したため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、事後重症による障害年金の請求があった場合は受付日の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	405,885
118			埼玉	大宮	1997年 9月3日	2017年 2月7日	○お客様から問合せがあり、障害年金請求書審査時の確認不足から、認定日請求による障害基礎年金を決定すべきところ、事後重症請求による障害基礎年金を決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金請求書の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,948,220
119			本部	障害年金センター	2012年 9月20日	2018年 7月13日	○担当部署において確認したところ、障害状態の確認不足から、障害状態確認届の審査を誤り、障害等級を1級に改定すべきところ2級として決定したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害状態確認届の審査時には障害状態の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,137,188
120			宮城	石巻	1993年 3月24日	2018年 11月28日	○機構本部から連絡があり、障害年金請求書審査時の確認不足から、障害の程度が2級である障害基礎年金・障害厚生年金の受給権者にその後別の傷病で障害が残るその障害が2級に該当したことから、前後の障害をあわせ1級として障害基礎年金・障害厚生年金を決定すべきところ、2級の障害基礎年金を新たに決定した上で他の年金を選択したことによる支給停止の処理を行っていたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、障害年金の併合認定について再確認しました。	1名	未払い	14,147,738
121		入力誤り	本部	障害年金センター	2018年 3月15日	2018年 5月11日	○担当部署において確認したところ、障害給付受給権者支給停止事由消滅届の処理を行う際、入力内容の確認不足から、誤った支給停止解除年月日を入力したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	3,058,475
122		説明誤り	埼玉	越谷	2017年 7月14日	2018年 10月18日	○お客様から問合せがあり、過去の年金相談の際に受給要件の確認不足から、障害年金の事後重症請求ができる方に対し、請求ができないと説明したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。請求書を提出いただき処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金相談時には受給要件の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,337,513

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
123	障害年金の受給要件等の誤り	説明誤り	熊本	熊本西	2018年 3月23日	2019年 6月26日	○年金相談時の記録確認により、制度の理解不足から、老齢基礎年金を繰上げ受給しているため、障害基礎年金の請求ができない方に対し、請求できると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、障害年金制度について再確認しました。	1名	なし	0
124			北海道	新さっぽろ	2017年 7月19日	2018年 5月10日	○お客様から問合せがあり、障害年金の額改定請求書に添付する診断書の記載内容の一つである現症年月日の説明を誤ったため、次回の診断書提出年月日がお客様の意図するものより1年早くなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。医療機関による診断書の訂正が可能であったため、訂正後の診断書をもとに次回の診断書提出年月日の訂正を行いました。 ●担当部署において、次回の診断書提出年月日の説明方法について再確認しました。	1名	なし	0
125	加給年金の誤り	確認・決定誤り	山梨	竜王	2009年 4月6日	2017年 4月14日	○機構本部から連絡があり、子の加算額の処理時の確認不足から、2名分の子の加算額が加算されている障害基礎年金について1名分の子の加算を終了する処理を行った際、老齢厚生年金については1名分の子の加給年金額の支給停止を行うべきところ、2名分の加給年金額を支給停止したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、子の加算額の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,655,983
126		説明誤り	東京	葛飾	2016年 3月28日	2019年 4月8日	○年金相談時の記録確認により、加給年金の加算要件の確認不足から、加給年金の加算要件を満たしていないにもかかわらず、加算されると誤って説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加給年金の加算要件について再確認しました。	1名	なし	0
127			神奈川県	横須賀	2019年 3月11日	2019年 6月6日	○担当部署において確認したところ、届書受付時に必要な添付書類の確認不足から、加給年金額加算開始事由が該当届を受付する際に生計維持を確認するための書類が必要だったにもかかわらず、添付書類は不要であると説明していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●担当部署において、加給年金額加算開始事由が該当届受付時には、あわせて必要となる書類の有無の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
128	再裁定の誤り	確認・決定誤り	北海道	岩見沢	1986年 11月頃	2018年 10月3日	○未支給年金請求時の記録確認により、事務処理手順の確認不足から、年金記録の訂正に伴い遺族厚生年金の再裁定を行うべきところ、再裁定を行っていなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録訂正時には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,748,707
129			京都	京都南	2019年 4月26日	2019年 5月29日	○お客様から問合せがあり、年金記録の確認不足から、受給権発生前の期間にかかる賞与記録が特別支給の老齢厚生年金に反映されておらず年金の再裁定を行うべきところ行わなかったこと及び再裁定が行われずに記録不備の状態であったことから65歳到達に伴う老齢基礎年金・老齢厚生年金が決定されなかったことから、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金決定後に被保険者記録に変更があった場合には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	310,105

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
130	再裁定の誤り	確認・決定誤り	富山	魚津	2008年 1月1日	2018年 5月11日	○機構本部から連絡があり、年金記録の確認不足から、年金決定後に厚生年金被保険者記録の訂正があったことから、年金の再裁定を行うべきところ行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、受給権者の記録に訂正があった場合には再裁定の要否の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	220,223
131			本部	中央 年金センター	2019年 3月19日	2019年 5月16日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、老齢厚生年金の再裁定を行った際に、年金選択の処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	697,727
132			本部	障害 年金センター	2014年 10月15日	2018年 7月27日	○担当部署において確認したところ、年金受給状況の確認不足から、障害年金の再裁定を行った際に、年金選択の処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、再裁定処理時には年金受給状況の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	2,191,069
133	年金選択の誤り	確認・決定誤り	熊本	八代	1998年 6月頃	2018年 9月12日	○お客様から問合せがあり、年金選択処理時の確認不足から、遺族厚生年金と旧三共済の退職年金を受給している方の選択処理を誤り、退職年金の2分の1を支給停止すべきところ、その処理を行わなかったため、退職年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	5,673,729
134			本部	中央 年金センター	2016年 1月1日	2019年 1月30日	○担当部署において確認したところ、年金選択処理時の確認不足から、障害基礎年金を受給しているため遺族厚生年金の経過的寡婦加算部分を支給停止すべきところその処理を漏らしたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金選択の処理時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	過払い	347,428
135			本部	中央 年金センター	2001年 1月18日	2018年 11月14日	○担当部署において確認したところ、年金の選択処理に伴い振替加算の支給停止解除を行うべきところ、選択処理時の確認不足から振替加算の支給停止解除を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金選択の事務処理手順を再確認しました。	1名	未払い	2,141,950

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
136	年金選択の誤り	説明誤り	埼玉	川越	2017年 11月28日	2018年 2月2日	○共済組合から連絡があり、年金受給状況の確認不足から、お客様の意向とは異なる年金選択方法を記載した年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、複数の年金を受け取っている場合の年金選択の取扱いの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	87,544
137			東京	杉並	2016年 12月10日	2017年 8月16日	○お客様から問合せがあり、年金受給状況の確認不足から、委託社会保険労務士がお客様の意向とは異なる年金選択方法を記載した年金受給選択申出書を受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	未払い	3,746,121
138	年金の振込金融機関にかかるとの誤り	確認・決定誤り	東京	品川	2018年 8月13日	2018年 11月20日	○お客様から問合せがあり、年金請求書を受付する際確認不足から、年金の振込ができない貯蓄口座にもかかわらず受付し処理を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。振込可能な口座を届出いただき、訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書受付時に振込口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	318,528
139			大阪	枚方	2019年 2月22日	2019年 5月9日	○お客様から問合せがあり、未支給年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には金融機関コードの確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	183,028
140			京都	上京	2019年 4月25日	2019年 6月21日	○お客様から問合せがあり、年金請求書の記載内容の確認不足から、誤った金融機関コードで登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,245
141			滋賀	草津	2019年 3月28日	2019年 6月11日	○金融機関から連絡があり、年金請求書の記載内容の確認不足から、振込先口座番号の確認を誤り、誤った口座番号の登録を行ったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金請求書処理時には振込先口座の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	1,683
142			大阪	豊中	2019年 2月頃	2019年 4月8日	○お客様から問合せがあり、届書の審査時の確認不足から、提出のあった年金受給権者受取機関変更届について誤って処理済として保管したため、受取口座変更の処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書の審査時の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	123,772

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生年月日	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
143	年金の振込金融機関にかかる誤り	入力誤り	富山	富山	2019年 4月23日	2019年 6月10日	○金融機関から連絡があり、入力内容の確認不足から、年金請求書の処理時に誤った口座番号を入力したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう周知しました。	1名	未払い	353,050
144	死亡一時金の誤り	説明誤り	沖縄	コザ	2019年 5月29日	2019年 6月27日	○担当部署において確認したところ、遺族年金の受給要件の確認不足から、委託社会保険労務士が遺族基礎年金を受給できる方がいるため死亡一時金の支給はないにもかかわらず、誤って死亡一時金の請求を案内していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。 ●社会保険労務士会から委託社会保険労務士に対し指導が行われました。	1名	なし	0
145	脱退手当金の誤り	確認・決定誤り	京都	京都西	2002年 5月31日	2018年 8月30日	○担当部署において確認したところ、脱退手当金の計算時に金額の計算に用いる支給率を誤ったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、脱退手当金の計算時には支給率の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	8,239
146			大阪	堺東	2003年 11月4日	2017年 9月20日	○事務センターから連絡があり、年金記録の確認不足から、脱退手当金の支給後に新たに厚生年金記録が判明したため、脱退手当金の追加支払いをすべきところ行わなかったため、脱退手当金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい脱退手当金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、年金記録が判明した場合は年金の支給状況だけでなく脱退手当金の支給状況の確認も徹底するよう周知しました。	1名	未払い	4,800
147	氏名変更の誤り	入力誤り	神奈川	平塚	1986年 4月1日	2019年 3月28日	○お客様から問合せがあり、基本情報の登録内容が誤っていたため、住民基本台帳の異動情報をもとに氏名変更処理を行う際に、誤って氏名変更すべきでないお客様の氏名を変更していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明し、訂正処理を行いました。 ●担当部署において、基本情報を登録する際の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
148	老齢年金額の補正誤り	確認・決定誤り	本部	基幹システム 開発部	2019年 2月頃	2019年 3月18日	○担当部署において確認したところ、作業内容の確認不足から、老齢年金の支払い作業時に補正処理が必要にもかかわらず補正処理を行わなかったため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、補正処理にかかる事務処理手順を再確認しました。	2名	過払い	24,353
149	年金の支払保留処理の誤り	確認・決定誤り	本部	中央 年金センター	2014年 7月頃	2016年 11月18日	○担当部署において確認したところ、他のお客様の基礎年金番号が記載されていることに気づかないまま届書の処理を行い、お亡くなりになっていない方の年金の支払いを誤って保留したため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、届書受付時の記載内容の確認を徹底するよう周知しました。	1名	未払い	2,157,191

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
150	年金と損害賠償金との調整にかかる誤り	確認・決定誤り	本部	中央年金センター	2018年11月19日	2019年1月25日	○共済組合から連絡があり、遺族年金を受給している方が遺族年金受給の原因となった事故にかかる損害賠償金を受け取ったため年金の一部を停止する処理を行う際、被扶養者の人数の確認不足から、正しい期間での停止の処理を行わなかったため、本来よりも多い金額の返納告知を行っていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、正しい金額にて返納の告知を行いました。 ●担当部署において、年金と損害賠償金との調整を行う際は、被扶養者の人数の確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
151	在職支給停止の誤り	確認・決定誤り	愛知	名古屋広域事務センター	2016年3月30日	2019年4月9日	○担当部署において確認したところ、届書処理時の確認不足から、老齢厚生年金在職支給停止(解除)届の提出があつたにもかかわらず処理不要として扱ったため、年金の在職支給停止が正しく行われず、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、老齢厚生年金在職支給停止(解除)届の提出があつた場合の扱いについて再確認を行いました。	5名	過払い	6
152	記録訂正の誤り	記録訂正誤り	宮崎	都城	2009年6月25日	2019年3月15日	○担当部署において確認したところ、年金記録の確認不足から、誤って他のお客様の年金記録を統合処理した上で老齢年金を決定していたため、年金が過払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。訂正処理を行い、過払いの年金について返納の処理を行いました。 ●担当部署において、年金記録統合処理時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	過払い	1,988
153	年金給付関係通知書等の誤り	入力誤り	本部	障害年金センター	2017年7月頃	2017年8月1日	○担当部署において確認したところ、入力内容の確認不足から、委託業者が支給額変更通知書を作成するための入力コードを誤って入力したため、誤った支給停止理由が記載された支給額変更通知書が送付されていたことが判明しました。 ●担当者が正しい記載内容の支給額変更通知書を送付するとともに、お客様に文章でお詫びしました。 ●委託業者に対し、入力時の入力項目の確認及び入力後のチェックを徹底するよう指導しました。	18名	なし	0
154		通知書等の作成誤り	本部	障害年金センター	2019年5月7日	2019年5月21日	○お客様から問合せがあり、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書の文面の一部が印刷されていない状態の不支給決定通知書を送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
155			本部	障害年金センター	2017年10月6日	2018年2月7日	○担当部署において確認したところ、障害年金の不支給決定通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不支給決定理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の不支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
156			本部	障害年金センター	2018年1月9日	2018年3月13日	○担当部署において確認したところ、障害年金の年金額変更不該当通知書作成時の記載内容の確認不足から、通知書に記載する不該当理由を誤って記載し送付していたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。正しい記載内容の年金額変更不該当通知書を送付しました。 ●担当部署において、文書等作成時の内容確認を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0

整理番号	件名	誤り区分	都道府県名	事務所名	発生日月	判明年月日	事象・対応	影響範囲	影響区分	影響金額
157	年金給付関係通知書等の誤送付	誤送付・誤送信	本部	障害年金センター	2019年6月18日	2019年6月24日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき年金請求書の審査遅延のお知らせを誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付したお知らせを回収し、本来送付すべきお客様にお知らせを送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
158			本部	障害年金センター	2019年3月14日	2019年3月18日	○お客様から問合せがあり、封入封緘時の確認不足により、他のお客様に送付すべき支給決定通知書を誤って送付していたことが判明しました。 ●担当者が双方のお客様にお詫びの上説明しました。誤って送付した支給決定通知書を回収し、本来送付すべきお客様に支給決定通知書を送付しました。 ●担当部署において、封入封緘時の確認を徹底するよう周知しました。	2名	なし	0
159	年金給付関係書類の管理誤り	受付時の書類管理誤り	島根	浜田	2019年3月22日	2019年5月24日	○市区町村から連絡があり、受付時の確認不足から、市区町村が窓口で受付した未支給年金請求書が年金事務所へ回付されていなかったため、処理が行われず年金が未払いとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。未支給年金請求書の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●市区町村に対し、届書受付後の書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い	87,371
160		未処理・処理遅延	神奈川	相模原	2009年9月頃	2015年2月18日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、年金額仮計算書等を保管し、再裁定の処理を行わなかったため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。再裁定処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	2名	未払い	368,407
161			東京	渋谷	2017年10月25日	2018年11月27日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、障害年金請求書等を未処理のまま保管していたため、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。障害年金請求書等の処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うとともに、受付進捗管理システムにより書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	3名	未払い	649,414
162			熊本	玉名	2018年12月3日	2019年3月19日	○担当部署において確認したところ、届書の進捗管理不足から、遺族年金を決定するため事前に行う必要のある記録補正処理が未処理のままとなっていたことが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。記録補正処理を行い、お客様へ年金記録の整備が完了した旨のお知らせを送付しました。 ●担当部署において、書類の進捗管理を徹底するよう周知しました。	1名	なし	0
163			受理後の書類管理誤り	埼玉	埼玉広域事務センター	2019年1月4日	2019年4月4日	○市区町村から連絡があり、書類の管理不足から、国民年金受給権者所得状況届が所在不明となり処理が行われず、年金が未払いとなっていることが判明しました。 ●担当者がお客様にお詫びの上説明しました。処理を行い、お客様に正しい年金が支払われたことを確認しました。 ●担当部署において、書類の保管を適切に行うよう周知するとともに、市区町村に対し、書類の管理を徹底するよう依頼しました。	1名	未払い

(参考)「Ⅳ 「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」等に関する対応状況」に記載のある事象の概要

項番	事象	概要
2	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合は、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その被扶養配偶者が、厚生年金の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合は、その間は加給年金額の加算が行われる。</li> <li>○これらについては、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、誤ったコードを入力したり、被扶養配偶者の状況変更にもかかわらずコードの切り替えを行わなかったために、加給年金額の加算が停止された結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
3	旧船員保険法の戦時加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○戦時中に特定の海域を航行する船に乗っていた旧船員保険法の被保険者については、被保険者期間が加算(1/3倍、1倍、2倍)される。(戦時加算)</li> <li>○戦時加算によって被保険者期間が加算された船員保険または厚生年金の老齢年金及びその受給者が死亡した場合の遺族年金の年金額が増額となる。</li> <li>○これらの年金決定時に、戦時加算記録の算入の漏れやその加算月数の誤りの結果、年金額に未払いを生じていた。</li> </ul>
4	旧共済法退職年金期間の老齢基礎年金への算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧共済法退職年金の計算の基礎となった共済組合員期間を有する方に老齢基礎年金を決定する場合、その共済組合員期間は年金額の計算の基礎とはせず、合算対象期間として扱われる。(カラ期間)</li> <li>○共済組合員期間が旧共済法退職年金の計算の基礎となっているかについては、お客様より提出のあった「年金加入期間確認通知書」に基づき判定を行うが、この判定に誤りがあった結果、老齢基礎年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
6	旧厚生年金保険法の第四種被保険者期間の算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法には、老齢年金の受給資格要件(240月)に足りない場合は、240月になるまで任意加入することができる制度があった。(第四種被保険者期間)</li> <li>○第四種被保険者として240月になるまで厚生年金保険に任意加入し、老齢年金の受給開始後に新たな記録が判明し、記録を統合した結果、被保険者期間が240月を超えた場合は、240月を超えた第四種被保険者期間を削除することが必要となる。</li> <li>○しかしながら、記録を追加したのみで240月を超えた第四種被保険者期間を削除しないまま年金が決定された結果、老齢厚生年金に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
9	昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者の老齢基礎年金の決定誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和60年の法律改正により、大正15年4月2日以降生まれの方については、改正後の法律(新法)に基づいて年金を決定する。</li> <li>○しかしながら、昭和6年4月1日以前生まれの旧共済法退職年金受給者で国民年金または厚生年金保険の被保険者期間を有する場合は、旧法による年金を決定する必要がある。</li> <li>○旧共済法退職年金の受給権の有無の確認に漏れがあったため、旧法で年金を決定すべき者に新法で決定した結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
10	オンライン化以前の老齢年金の在職支給停止額の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和61年2月から昭和63年2月にかけて順次実施された業務のオンライン化が完成する前は、老齢厚生年金の受給者が在職している間の年金の支給停止(在職老齢年金)は、受給権者の月額変更届が社会保険事務所へ提出された場合に、社会保険事務所が、支給停止割合の変更にかかる報告書を社会保険業務センターに回付することによって行っていた。</li> <li>○その回付漏れ等が原因で、誤った停止割合で年金の支給を停止した結果、老齢厚生年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
11	配偶者と離婚等をした場合の振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合で夫に加給年金が加算されていた場合は、65歳より妻の老齢基礎年金に振替加算が加算される。</li> <li>○加給年金の加算後に離婚等により生計維持関係が消滅した場合は、その時点で加給年金の加算は終了することから、振替加算は加算されない。この場合は、夫が届出をする必要がある。</li> <li>○夫からこの届出が行われ、加給年金の加算は終了したが、その情報が妻の原簿に反映されなかったため、振替加算の加算が誤って加算された結果、振替加算の過払いを生じていた。</li> </ul>
12	国民年金任意加入者の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○65歳時点で年金を受け取るために必要な加入期間を満たしていない場合は、65歳以降、必要な加入期間を満たすまでの間、国民年金に任意で加入することができる。</li> <li>○保険料の納付があり、その結果、必要な加入期間を満たした場合の年金受給権の発生は、必要な加入期間を満たすこととなった保険料を納付した日ではなく、必要な加入期間を満たした月の初日となる。</li> <li>○新規決定時においてシステムによるチェックが行われているが、手作業で決定したために、受給権発生年月日を誤って保険料を納付した日に設定して決定を行った結果、老齢年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
13	旧令共済、船員保険記録等の年金額算入誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和17年6月から昭和20年8月までの旧陸軍共済組合等にかかる旧令共済の組合員期間、昭和61年3月までに資格喪失した船員保険の被保険者期間は、老齢年金、遺族年金の額の計算の際に、被保険者期間に算入される。</li> <li>○この年金の決定処理の際に、算入漏れまたは算入した期間の誤りがあった結果、老齢厚生年金または遺族厚生年金に未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>
14	複数年金を受給している配偶者の配偶者状態の登録誤りによる加給年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○配偶者の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○配偶者が複数の年金を受け取っている場合は、いずれかの年金が上記要件を満たした場合に、加給年金額の停止または停止解除が行われる。</li> <li>○これらの処理は、配偶者の受け取っている年金の種類及びその支給状態をコード化して入力することで処理を行っているが、配偶者の受給状況の把握を誤り、その登録を誤ったことで加給年金の未払い・過払いを生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
17	旧三共済等の退職共済年金受給者の特別支給の老齢厚生年金の受給権発生年月日の誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧三共済(JR・JT・NTT)・農林共済が厚生年金に統合された日において退職共済年金の受給権を有している者が、12月未満の厚生年金保険の被保険者期間を有している場合、統合前の旧三共済・農林共済の組合員期間が厚生年金保険の被保険者期間とみなされているため、旧三共済・農林共済の統合日をもって特別支給の老齢厚生年金の受給権が発生する。</li> <li>○この場合、システムの受給権発生年月日の判定をすることができないため、年金の決定時に職員が受給権発生年月日を設定して年金を決定する必要がある。</li> <li>○年金の決定時、職員の確認不足により、誤って65歳到達時を受給権発生年月日とし、年金の未払いを生じていた。</li> </ul>
18	共済年金への記録の移管後の厚生年金保険の記録削除漏れによる老齢厚生年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公務員共済組合加入者が、転勤などにより異なる公務員共済組合に異動した場合は、異動先の共済組合がそれまでの共済加入記録を引き継ぐことになっている。</li> <li>○旧公共企業体(JT、JR、NTT)〔三共済〕についても同様の制度があり、三共済の事業所を退職し、他の公務員共済組合に加入した場合は、他の公務員共済組合に記録が移管され、他の公務員共済期間として管理される。</li> <li>○本来他の共済組合期間として管理されるべき三共済組合員期間等を移管した後の厚生年金保険の記録削除漏れがあったため、平成9年4月の三共済の厚生年金保険への統合において、誤って厚生年金保険の被保険者期間として管理されることとなり、当該期間を退職共済年金及び老齢厚生年金の双方の計算の基礎として年金を決定したために、その期間について二重払いとなった結果、老齢厚生年金等に過払いを生じていた。</li> </ul>
20	遺族厚生年金・遺族共済年金の選択等の確認誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○遺族厚生年金及び遺族共済年金の受給権がある場合には、それぞれの要件の組み合わせにより、双方を同時に受け取ることができる場合や、いずれか一方のみ受け取ることができる場合がある。</li> <li>○その際は、遺族共済年金の要件及び年金額を確認したうえで、遺族厚生年金をいずれの要件で決定するか遺族に選択いただく。</li> <li>○その際の、遺族共済年金の要件及び年金額の確認に誤りがあり、いずれか一方のみ受け取ることができる場合にもかかわらず双方を受け取っていた、双方を受け取ることができるにもかかわらず一方のみを受け取っていた結果、遺族厚生年金に未払いまたは過払いを生じていた。</li> </ul>
21	遡及決定時の届書取漏れによる加給年金の加算漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○昭和16年4月2日以降に生まれた方は、老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢が引き上げられており、当初は報酬比例部分のみで計算されるが、定額部分の支給開始年齢を超えた時点で定額部分及び配偶者がある場合には加給年金を加えた額に改定している。</li> <li>○通常は、定額部分の支給開始年齢を迎えた時点でお客様に生計維持申立書が送付され、この提出をもって加給年金の加算を行っている。</li> <li>○しかし、定額部分の開始年齢よりあとに決定請求が行われた場合には、決定時に同時に生計維持申立書を提出していただく必要がある。</li> <li>○年金の決定時に、生計維持申立書の提出の案内を漏らしたために、加給年金額が加算されなかった結果、加給年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
22	被保険者期間の重複による旧法国民年金の支給誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○被保険者記録の重複期間については、厚生年金保険を優先し、国民年金の期間を削除することとなっている。</li> <li>○旧法の国民年金制度(昭和61年3月以前)については、各制度の番号(手帳記号番号)毎に年金を決定していた。</li> <li>○年金の決定時には、それぞれの手帳記号番号を確認して重複期間の有無を確認することとなっているが、手帳記号番号の申出がない等の理由で記録を確認することができなかったため、被保険者期間が重複した状態で年金を決定した結果、旧法国民年金の老齢年金等に過払いを生じていた。</li> <li>○併せて削除した期間分の保険料は還付する必要があったが、この還付が行われていなかった。</li> </ul>
25	平成10年2月以前の老齢厚生年金等の退職の届出漏れによる老齢厚生年金等の支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金や老齢年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○退職改定は、平成10年2月以前は受給権者お客様からの届出(受給権者資格喪失届)により行うことが省令に規定されていた。</li> <li>○この届出が行われておらず、結果として退職改定が行われていないため、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢厚生年金等に未払いが生じていた。</li> </ul>
27	配偶者状態の登録誤りによる加給年金の過払い	<ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生年金保険の被保険者期間が240月以上ある方に扶養されている配偶者があった場合には、老齢厚生年金の額に加給年金額が加算される。</li> <li>○その配偶者が、厚生年金保険の期間が240月以上ある老齢厚生年金を受け取っている場合は、加給年金額の加算は停止される。</li> <li>○一方で、その年金の支給が停止されている場合には、その間は加給年金額の支給が行われる。</li> <li>○そのため、配偶者が受け取っている年金の種類及び支給状態を確認してコード化して入力することで、加給年金の加算の処理を自動的にしている。</li> <li>○この確認を誤り、誤ったコードを入力したために、加給年金額の加算が停止されなかった結果、加給年金に過払いを生じていた。</li> </ul>
28	65歳で初めて年金を受ける方の配偶者が共済年金を受給している場合における振替加算の加算誤り	<ul style="list-style-type: none"> <li>○妻の厚生年金保険の期間が240月未満の場合であっても夫に加給年金が加算されていない場合は、妻の老齢基礎年金に振替加算は加算されない。</li> <li>○妻が65歳で初めて老齢基礎年金を受け取る場合は、夫の加給年金の状況を調査の上配偶者状態の登録を行う必要がある。</li> <li>○夫が共済の場合に加給年金の確認を誤り、その登録を誤ったことにより、振替加算に過払いを生じていた。</li> </ul>
29	旧法の通算老齢年金から老齢年金への決定替えの漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○旧厚生年金保険法においては、原則として、厚生年金保険の被保険者期間が240月未満の者には通算老齢年金が、240月以上の者には老齢年金が支給される。</li> <li>○通算老齢年金の受給権者に、新たな厚生年金保険の被保険者期間が判明し、その結果、厚生年金保険の被保険者期間が240月を超えた場合、老齢年金の要件に該当するため、老齢年金の請求手続きを案内したうえで、通算老齢年金の決定取消を行い、老齢年金を決定(決定替え)する必要がある。</li> <li>○追加された期間を元に、誤って通算老齢年金の年金額の再計算を行い、老齢年金への決定替えを行わなかったために、未払いを生じていた。</li> </ul>
31	老齢基礎年金決定後の国民年金保険料納付済期間の反映漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢基礎年金の決定後に国民年金保険料を納付した場合は、老齢基礎年金の決定時に遡って年金額が変更される。</li> <li>○この場合は、機構において年金額の訂正処理を行う必要があるが、この処理が漏れたために老齢基礎年金の額が訂正されなかった結果、老齢基礎年金に未払いを生じていた。</li> </ul>
32	昭和61年4月の法律改正時の老齢年金等の退職改定漏れによる支給漏れ	<ul style="list-style-type: none"> <li>○老齢厚生年金の受給権者が厚生年金保険の被保険者になり、その後退職した場合には、年金額の再計算を行う必要がある。(退職改定)</li> <li>○昭和60年の法律改正により、昭和61年4月1日時点で65歳以上の被保険者については、昭和61年4月1日をもって厚生年金保険の被保険者資格を喪失することとされた。</li> <li>○この資格喪失に伴う退職改定は、受給者の届出によらずに旧社会保険庁において行うこととしていたが、一部の方についてこの処理が行われなかったことで、現在の年金額が、受給権発生後の厚生年金の加入実績を反映していないために、老齢年金の未払いが生じていた。</li> </ul>

項番	事象	概要
33	年金受給選択申出書の届出遅延による支給漏れ	<p>○複数の年金受給権を有する場合には、原則としてお客様の選択により、いずれか一方の年金を受給することとなる。</p> <p>○この選択は、お客様より「選択申出書」を提出いただくことで行っていた。</p> <p>○年金の決定時においては、選択申出書の提出があるまでの間は、一方の年金の支払を保留しているが、選択申出書の提出について案内が漏れたことで選択申出書の提出がなかったために、支払の保留が解除されず、一時的に年金の未払いを生じていた。</p>
35	老齢基礎年金の加算開始事由該当届の入力誤りによる振替加算の支給開始時期の誤り	<p>○妻が65歳に到達した時点で、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月未満等により加給年金が支給されていない場合であっても、その後、夫の厚生年金保険の被保険者期間が240月以上等となり、加給年金の支給要件を満たした場合は、届出により振替加算が加算される。</p> <p>○項番28にかかる対象者の特定作業において、振替加算の加算の適否のみならず加算の開始時期の適否についてもチェックを行った結果、振替加算の開始時期を誤り未払いがある本件の事象が判明した。</p> <p>○夫が繰下げをして受給開始を遅らせている間に加給年金の支給要件を満たし、妻から「老齢基礎年金加算開始事由該当届」の提出を受けたが、その処理において振替加算の開始年月日を夫が加給年金の支給要件を満たした時点とすべきところを誤って受付日や夫の繰下げ支給開始年月日で入力処理を行ったため、振替加算の未払いを生じていた。</p>
36	旧農林共済の受給者が平成24年3月までに死亡した場合の振替加算の支給漏れ	<p>○既に解散している旧農林共済の受給権者については、平成24年3月まで、旧農林共済が年金原簿の管理及び年金給付業務を行っていた。</p> <p>○「年金給付に係る事務処理誤り等の総点検」の点検作業において、既に解散している旧農林共済の平成24年3月までに死亡されている方の記録についても点検した結果、振替加算の未払いを生じていた。</p>

※夫と妻が逆の場合も同様です。